

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年 5 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 8 号

おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正等に伴い、引用する規定の改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例（平成18年おいらせ町
条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条」を「、
高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2」に、「居
住」を「住所」に、同条第1号中「規定により、」を「規定による」に
改める。

第3条第1項中「附則第32条第9項」を「附則第32条第11項」
に、「有するものとされた、」を「有するものとされる」に、同項第1
号中「旧法の」を「国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭
和61年政令第53号）による改正前の国民年金法」に、同項第2号
中「生計を維持するもの」を「生計を維持する者」に改める。

第5条第1項第3号「法律により」を「法律による」に、「又は医療
費」を「、療養費」に改める。

第6条第2項中「高齢者の医療の確保に関する法律による医療費及
び同法で定める医療保険各法に規定する保険外併用療養費、療養費、
訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費を除
く医療費」を「国民健康保険法の被保険者に係る医療費（国民健康保
険法第53条の規定による保険外併用療養費、同法第54条の規定に
よる療養費、同法第54条の2の規定による訪問看護療養費及び同法
第54条の3の規定による特別療養費を除く。）」に改める。

第10条第1項中「医療」を「医療費」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。